

古賀市における地域活性化を目指した 「地域リーダー養成プログラム」開発の実際に関する研究

—地域の活性化は生涯学習・スポーツの地域人材の育成から—

古市 勝也¹⁾, 力丸 宏昭²⁾, 村山 隆一²⁾

DEVELOPMENT OF “A PROGRAM FOR THE TRAINING OF COMMUNITY LEADERS” HEADED FOR THE ACTIVATION OF THE CITY OF KOGA

(FROM THE PERSPECTIVE OF THE TRAINING OF PERSONNEL IN
LIFELONG LEARNING AND SPORTS ACTIVITIES PLANNING)

Katsuya FURUICHI¹⁾, Hiroaki RIKIMARU²⁾, and Ryuichi MURAYAMA²⁾

Abstract

In present Japan, it is the time for the revision of the Fundamental Law of Education and, consequently, the National Plan for sports Promotion. At the same time, a revision of the National Public Administration, specially Educational Administration, is needed. Being a part of the community educational administration, the training of sports and lifelong learning administration leaders is discussed here, taking as a model the program of Koga City in Fukuoka Prefecture.

KEY WORDS: training of community leaders, revision of the Fundamental Law of Education
revision of the National Public Administration

1. 緒言

近年の我が国は、いわゆる平成の市町村大合併、行財政改革の激動の中にある。また教育界も、教育基本法の改正、教育再生会議の第一次答申、スポーツ振興基本計画の見直しなど急激な変化への対応が求められている。一般行政も生涯学習・スポーツ行政を含め、教育行政も改革を迫られている。このような中で、都道府県や市町村の生涯学習・スポーツ行政から地域人材養成の学習相談や連携・協働の講座開設依頼が多く

なっている。「なぜ今地域人材育成か」、その動向や背景を分析し、K市をモデルに地域人材養成のプログラムを開発・実践しながら今後の講座のあり方を考察した。

1) 生涯学習・社会教育及び生涯スポーツを取り巻く動向

(1) 「改正教育基本法」の成立

中央教育審議会(平成15年3月)は、近年の社会状況を捉え「①少子高齢化社会の進行、②高度情報化の進展と知識社会への移行、③産業・就業構造の変化、

1) 九州共立大学スポーツ学部

2) 古賀市教育委員会生涯学習課

1) Kyushu Kyoritsu University Faculty of Sports Science

2) Department of Lifelong Learning, Koga City

④グローバル化（地球規模化）の進展，⑤科学技術の進歩，⑥家庭の教育力・地域の教育力の低下¹⁾を指摘している。

このような中で今、我が国の教育界は激変の時期を迎えているといっても過言ではない。その背景は後述するとして、現象として生涯学習・社会教育の観点から捉えたい。まず第1は「教育の憲法」ともいえる教育基本法が、昭和22年成立して依頼、約60年ぶり（平成18年12月15日）に改正されたことである。その改正のポイントは、①同法の前文に「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」という「公共精神の尊重」が洩られたこと。②「第2条（教育の目標）」に「伝統と文化を尊重し、国と郷土を愛する態度を養う」という「国を愛する態度」が位置づけられた。③「第3条（生涯学習の理念）」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と新設された。④「第10条（家庭教育）」として「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」「2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と新設された。⑤「第12条（社会教育）」として「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」「2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」が新設された。⑥「第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携）」として「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」が新設され、教育・学習活動の推進に連携・協力の推進が位置づけられている。

2) 生涯スポーツを取り巻く動向 — 求められる地域スポーツ振興の人材育成 —

(1) 生涯スポーツ振興の法的位置づけ

生涯学習社会の構築は、スポーツを抜きにしては考えられない。何故か。法的には、社会教育法²⁾で、『社会教育』とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう（第2条）と規定されている。すなわち、スポーツは社会教育活動の一環である。また、スポーツ振興に関する法律として「スポーツ振興法」（昭和36年）が制定され、「スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする」（第1条：目的）、「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」（第3：条施策の方針）と規定している。行政に、「国民がスポーツをすることができるような地域の諸条件の整備」が求められているのである³⁾。当然、地域スポーツ振興の人材育成も求められているのである。

(2) スポーツ振興基本計画の見直し

さらに注目したいのは、スポーツ振興法の規定に基づき、「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月文部大臣告示、平成18年9月改定）⁴⁾が策定されたことである。この計画は、平成13年度から22年度までの概ね10年間で実現すべき政策目標を設定し、その目標達成に必要な施策を示したものである。開始から5年経過した平成18年度に5年の進捗状況を踏まえ全体の見直しを行っている。地域住民みんなのスポーツの振興が求められている。

平成18年度9月改定による「改定スポーツ振興基本計画」では、「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」として「政策目標」を掲げ、「(1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する」「(2) その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す」としている。特に、地域住民の誰もが、性別、年齢、障害の有無にかかわらず参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着は、完全学校週5日制時代における地域の子どものスポーツ活動の推進、地域連

帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生につながり「スポーツによるまちづくり」貢献するものと期待されている。さらに注目したいのは、地域における生涯スポーツの具体的支援として、①学校と地域の連携による地域スポーツの環境整備、②学校と地域で活躍できるスポーツ指導者の養成・確保、③スポーツのできる地域環境づくりー総合型地域スポーツクラブの育成ー、④総合型地域スポーツクラブへの運営支援、⑤地域におけるスポーツ情報提供体制の整備充実、⑥関係部局・関係機関・団体との連携・協働等を掲げている。地域住民の健康づくり・生きがいづくり等を目指す「みんなの生涯スポーツ」は、社会福祉・健康づくり、まちづくり、保健・衛生等々多くの部局でもスポーツ活動等を活用した地域住民の健康づくりに資する施策を行っている。今後は、他部局・民間・企業・団体を含め、スポーツに関わる関係機関、団体と連携協力しながら地域住民による地域スポーツ振興への取り組みも求められるのである。

3) 教育改革の今後の動向

安倍内閣の「教育再生会議」は、2007年1月24日に第1次報告を決定した⁵⁾。その注目される主な柱は、①「ゆとり教育」転換提言、②授業時数10%増の早期実現、③免許更新制導入、④体罰や出席停止の導入、⑤教育委員会の改革など多様な提言がなされている。今後の教育改革の動向を見ると、2007年1月下旬においては下記のようなスケジュールが想定される。すなわち、①1月～3月中旬ごろに「教員免許法改正」が国会提出、②3月後半～6月ごろには「教育振興基本計画について中央教育審議会で検討」「教育再生会議」が第2次報告、③7月初旬～11月ごろ「教育振興基本計画を閣議決定」「学習指導要領の改定」、④12月ごろ「教育再生会議が最終報告」等が予想される。

この、関心のもたれる改革のポイントとしては、①我が国の教育界は激動の中での見直しが行われる。②生涯学習の理念が位置づけられた。③社会教育の振興がさらに明文化された。④「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携」がわざわざ新設されたことなどである。生涯学習・社会教育行政が今まで推進し実施してきたことは「今までの答申等の追認事項が多く、今までの実践は間違いない」「方向が見えてきた」といえよう（このことは、近年の中央教育審議会の答申の流れを追うと理解できる）。

では、今後、新しい時代に対応した生涯学習・社会教育（スポーツを含む）行政の取り組みは、どこが重

点かを「改正教育基本法」に見ると次のように集約される。①公共精神の尊重する地域住民の育成・支援、②伝統と文化を尊重し、国と郷土を愛する地域住民の育成・支援、③生涯学習社会の構築・推進・環境整備、④家庭教育支援、⑤社会教育の振興：「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」「2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」⑥学校、家庭及び地域住民等の相互の連携：「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」等である。

このような中で、早速、中央教育審議会生涯学習分科会では、その作業部会として①「生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方に関する作業部会」、②「生涯学習の評価の在り方に関する作業部会」を設け動き出している。中央教育審議会の作業部会が「人材の育成及び確保の在り方に関する検討」に入ったのである。市町村の段階で早急に「生涯学習・スポーツの人材育成に関する研究」からの提言が求められているのであり、ここに本論のこの時期における研究提言の求められる根拠がある。

4) 地域人材育成の動向ー今なぜ、地域人材・養成・育成かー

では、なぜか今、特に市町村及び都道府県行政は、地域活動の人材育成に躍起になっているのだろうか。行政部局で見ると、「生涯学習・社会教育」行政始め、「福祉」「健康」「観光」「環境」も「まちづくり」でもある。その心は、今や行政は、平成の行財政改革の真っ只中に直面し「ヒトは付かないカネも付かない」のである。「小さな政府」に向けてまっしぐらである。ところが一方では、住民の行政への要望は多くなり、「行政だけに『おんぶに抱っこ』は限界がありますよ」「地域づくりに手伝ってくれる人はいませんか」「ボランティアしてくれる人はいませんか」と地域人材に着目したのである。しかし、地域住民の「住民主体による地域づくり、地域活性化」の掛け声は聞くようになったが、そう簡単に地域の人は集まらない・動かないのである。行政は「急に何を言い出すのだろう」と遠巻きに様子見である。また、日本の縦割り行政では、生涯学習とスポーツを分けて取り組んだり、スポー

ツだけを推進しようとしても、一部の人々しか付いてこない。これが、日本の現状なのかもしれない。このような中で、注目されているのが地域活動の「人材養成」の講座等である。それは、福岡県古賀市の「地域リーダー塾」、北九州市の「ボランティアコーディネート能力開発セミナー」、「受講生による市民カレッジ企画講座」、岡垣町の「創年のきらめき講座」、福岡県社会教育総合センターの「社会教育専門講座」などが挙げられる。これらの講座の共通したねらいは、まず、地域の人材を「教育・養成してから活動支援を」という「教育・養成」段階をしっかりと踏まえてから「人材育成をする」ということがポイントである。

2. 研究目的・方法

1) 目的

以上のような本研究が求められる背景を踏まえ本論では、古賀市の地域人材育成を研究テーマの中核に据えて実証的に考察した。その目的は、①生涯学習・社会教育（スポーツを含む）を推進する人材育成が必要になってきた背景と動向を明らかにした。②それを踏まえ、地域活動の人材育成のプログラムを開発する。③さらに、開発したプログラムから、今後の、地域人材育成の手法について考察する。④近未来的には、市町村の段階における「人材育成のモデル」開発をねらっており、その一歩である。

2) 方法

筆者は、平成18年度2県3市町の人材育成講座にコーディネーターとして企画の段階から関わりながら、人材育成の講座開発を共同研究・実施してきた。特に、本論では古賀市教育委員会から、平成18年度「地域づくりリーダー養成講座」のコーディネーターとして事業開発・指導・実施のコーディネートを依頼され、教育委員会との共働研究開発の機会を得た。そこで、古賀市の「地域づくりリーダー養成講座」の開発・実施を実証的に分析しながら考察した。

3. 古賀市の目指す人材育成の実際

1) 古賀市の人材育成の背景 —基本指針—

古賀市の地域人材育成の理念は「みんなでつくる・支える・育てる 共働のまちづくり」(平成18年3月、古賀市総務部コミュニティ推進室)にも現れている。当市は、平成17年7月「古賀市共働推進の基本方針」

を策定している⁶⁾。

それによると、「共働」とは、「市民と行政が、また市民がお互いに、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完し合い、様々な社会的課題の解決にあたること」としながら、①社会変化に伴い地域課題や市民ニーズが個別化・多様化し、これまでのように公平・均一なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分に答えることが困難になってきた。②ボランティア活動や社会貢献活動に対する意識の高まりが見られるようになり、市民公益活動は、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されている。③地方分権・地方自治・住民自治を目指す社会の市政運営は、従来のような一方的な行政主導から脱却し、市民との協力と連携の関係を構築していく。④自治体は厳しい行財政運営が求められる。⑤多様な市民ニーズに応えるためには、限られた財源を効果的に活用することが必要であり、市民と行政が役割分担して市民の満足度を高めていくまちづくりを求めている。すなわち、行政と役割分担できる市民が求められるのであり、行政と良きパートナーシップを組める市民の育成が急務である。

2) 古賀市がねらう人材育成

では、生涯学習・スポーツを推進するために、どのような人材育成が求められるだろうか。古賀市教育委員会は「住民主体のまちづくり」を引っ張る発想と指導力を持ったリーダーの養成を目指して、「古賀市生涯学習リーダー塾」を開催してきた。

古賀市がこの事業で何をねらっているかは、教育委員会の「古賀市生涯学習リーダー塾の概要」(平成18年資料)に見ることができる。すなわちその「目的」と「これからまちづくりを牽引する発想や指導力を持った身近なリーダーを作り出す必要があることを確認。「地域コミュニティを支え、推進する核となる人材」の発掘・育成を目的に、平成15年度より3カ年の計画で開始されたものである。リーダー塾では、個人参加の市民及び団体に所属している市民の参加を求めた。同時に市行政職員の参加も求めて、市民相互の、あるいは市民と行政の意見と情報と提案を相互に交換しつつリーダーを育てようという企画である。参加者個々の興味・関心をもとに課題の設定から実践までの長いプロセスを共同学習するという社会教育本来の発想と手法にたった企画と実践である。」としている。

3) 平成18年度「地域づくりリーダー養成講座」のプログラムの開発

なぜ、平成18年度は「生涯学習リーダー塾」を発展させて、「地域づくりリーダー養成講座」に特化したか。ここが一つのポイントになる。それは、生涯学習リーダー塾で育った「これからの古賀市のまちづくりを牽引する発想や指導力を持ったリーダー養成」から、さらに「地域コミュニティを支え、推進する核となる実践的なリーダー養成」へのねらいがある。すなわち、実践に動き出す「地域リーダー」の養成である。

そこで、筆者と古賀市教育委員会の担当（力丸、村山両氏）と数回の協議を持ちながらまず、第一弾として次のような講座プログラムの開設を協議した。

(1) タイトル名

「地域づくりリーダー養成講座（仮称）〔平成18年度生涯学習リーダー塾〕」

(2) 目的

個々の生涯学習活動を基盤とする、市民が主体的に参画する「市民が主役のまちづくり」、また市民と行政との共働による地域課題の解決や地域活動の活性化を実現していくため、地域に愛着を持ちながら「地域を支えていこうという思い（＝志）」や、「地域の人々や組織と連携しながら行動へとつなげていく力（＝実践力）」を兼ね備えた地域の牽引役や、また、地域にある人や資源を広い視野で生かしながら、地域の推進役となり、住民の意見を活性化させまとめていく地域のコーディネーター役の存在がいま求められている。地域づくりリーダー養成講座（仮称）では、各方面から地域づくりをめざす市民を対象に、地域づくり実践に向けての実践事例の研究や、地域づくりマネジメント能力を高めていく研修プログラムにより、地域づくりリーダーとなる人材の発掘・育成に努めていく。

(3) コース設定

コース設定は次の3コースにした。すなわち、第1コース：「地域づくりコーディネーター養成講座（技術編）」、第2コース：「地域づくり実践講座（実践編）」、第3コース：「団塊の世代のための地域参画講座（特別編）」である。

なぜ3コースか。それは、①学びを生かした実践者を育成する、②活動者や団体をつなぐコーディネーターの養成をする、③2007年問題として退職を控えた団塊世代を地域活動にソフトランディングさせる講座にすることをねらったのである。

(4) 研修期間

平成18年8月～9月（全5回）

*核コース共通、夏の土曜日の午前中とした。

(5) 講座対象者

① 「地域づくりコーディネーター養成講座（技術編）」
地域づくり活動に関心があり、地域活動に積極的に取り組み、またこれから取り組もうとする市民。これからの各地域の地域づくりでコーディネーターとして役割が期待される方。【一般市民20～30名程度】

② 「地域づくり実践講座（実践編）」

これから地域づくり活動を立ち上げようとする地域団体・ボランティア組織など。原則としてグループ参加。【市内地域づくり活動団体5グループ程度】

③ 「団塊世代のための地域参画講座（特別編）」

これまで各時代に企業戦士として社会にインパクトを与え続け、今後、地域参画によるノウハウの提供などが期待されるシニア世代の方。【50才以上の一般市民20～30名程度】

(6) プログラム開発 - 研修内容 -

① 「地域づくりコーディネーター養成講座」プログラムの開発（検討案）

このプログラム開発の狙いは、地域づくりのコーディネート能力の開発にある。地域活動に参加し、活動者と活動者をつなぎ、団体やグループ同士をつなぐ役割を担うのがコーディネーターである。では、コーディネート能力とは何か。それは「構想力」「地域の人的・物的資源開発力」「相談助言力」「資金調達力」「組織力」「広報力」「ネットワーキング力」「自己点検・評価力」等が挙げられる⁷⁾。

ここでは、第1回目「学びの成果を活かす『自己実現』のまちづくり」「地域づくりコーディネーターの心構え」「自己理解と他者理解。第2回目演習「コミュニケーション・ネットワーキング力の養成」。第3回目講義「地域資源の探し方・生かし方」、(後半)・グループワーク「活動事例から学ぶ」。第4回目グループワーク「地域活動の計画から実践まで」、(後半)・グループ発表「研修発表会・まとめ」。第5回目全体研修報告会(各コース2チーム)と評価・研修総評、(後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」という内容にした。

回数	開催日	カリキュラム内容
第4回	9月16日(土) 【大会議室】	(前半)・グループワーク「研修実践まとめ～地域実践へ」 (後半)・グループ発表「研修発表会・まとめ」
第5回	9月30日(土) 【大会議室】	(前半)・全体研修報告会(各コース2チーム)と評価 ・研修総評 (後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」 コーディネーター：古市勝也、シンポジスト：各コース代表 ・閉講式 *各コース共通

③ 「団塊の世代のための地域参画講座(特別編)」プログラム開発

このコースは、2007年以降定年を迎え大量に地域に帰ってくると思われる、いわゆる団塊世代の人たちを中心に考えられたプログラムである。すなわち、戦後のベビーブームで生まれ育ち、60人学級、学級急増、高度成長、猛烈社員、企業戦士等々の中で生き抜き、我が国の高度経済成長を支えた「プロジェクトX世代」であることは間違いない。この多様な才能を持った人たちが、定年を迎えるのである。企業戦士の鎧を着た人たちが、地域活動に軟着陸(ソフトランディング)しながら、その持てる才能を発揮できるような環境整備・支援をする必要があるのである。そこで、このプログラムは団塊世代の地域活動への「誘い」になるように配慮した。その内容は、リラックスしたスタート

をねらった「アイスブレイキング」や九州女子大学エアロビック部による演技・実技：「楽しくからだを動かしてみようーどこまでうごくかな?ー」等を設定した。さらに、講義「団塊世代はプロジェクトX世代だ!」、演習「人間関係づくりコーティングー地域の人々とのかかわり方ー」、演習「地域の宝と課題を発見しようー改めて我が地域を見直すー」、実習「地域探検バスハイク・ワーキング」、「ー地域の宝と課題にふれるー」、レポート作成「地域参加への可能性と決意」、希望者のみ：駅前「交流会」等を設定したプログラムにした。演習や実習を多く入れ、バスハイクによる自分のふるさとを実際に法民するプログラムを設定し、受講者による、会費制で駅前交流会も設定した⁸⁾。

◇『団塊の世代のための地域参画講座(特別編)』◇

回数	開催日	カリキュラム内容
第1回	8月5日(土) 【大会議室】 ↓ 【中会議室】	(前半)・開講式 ・基調講演「学びの成果を活かす『自己実現』のまちづくりーまちづくりで輝くー」講師：九州共立大学教授 古市勝也 *各コース共通 (後半)・オリエンテーション アイスブレイキング、班編成：講師
第2回	8月26日(土) 【中会議室】	講義「団塊世代はプロジェクトX世代だ!」 講師：九州共立大学 教授 古市勝也 演技・実技：「楽しくからだを動かしてみようーどこまでうごくかな?ー」 講師：九州女子大学エアロビック部(全の本学生選手権3位)：
第3回	9月2日(土) 【中会議室】	演習「人間関係づくりコーティングー地域の人々とのかかわり方ー」 講師： 演習「地域の宝と課題を発見しようー改めて我が地域を見直すー」 講師：古市勝也
第4回	9月16日(土) 【中会議室】	実習「地域探検バスハイク・ワーキング」 「ー地域の宝と課題にふれるー」 レポート作成「地域参加への可能性と決意」 希望者のみ：「交流会」

回数	開催日	カリキュラム内容
第5回	9月30日(土) 【大会議室】	(前半)・全体研修報告会(各コース2チーム)と評価 ・研修総評 (後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」 コーディネーター：古市勝也、シンポジスト：各コース代表 ・閉講式 *各コース共通

④. プログラム開発で工夫した点

- ・「コース共通講座」の設定
3コースともに聞かせたい内容は「コース共通」の講座にした。
- ・3コースの特色を生かすプログラムに配慮した。
- ・成人の講座なので、意識してグループワーク、演習・実技・発表当を設定した
- ・アイスブレイキング(レクリエーション、南京玉すだれ)、学生による演技と健康体操、交流会、人間関係づくりコーティングなどを入れて、楽しい講座運営に配慮した⁹⁾。
- ・3コースの講座内容の充実と運営をスムーズに展開させるため、3コースの総合的なコーディネーターは筆者(古市)が、1コースは吉永春男、2コースは横尾勝博、3コースは筆者(古市)が担当した。また、講座全体の運営は担当の力丸、村山両氏が精力的に当たってくれた。
- ・ボランティアの先輩たちとの交流も導入した。

⑤. 受講料

全コースとも受講料無料

⑥. 募集方法

全コースとも、募集要項の作成配架および広報への掲載、各活動団体組織への参加案内により周知を行う。

『地域づくり実践講座(実践編)』『団塊の世代のための地域参画講座(特別編)』については、平成15年~17年度リーダー塾修了生およびリーダー塾から芽生えた活動グループへの参加を呼びかけていく。

4) プログラムの最終案の改善・開発

いよいよ実施の段階に当たって、さらにスタッフと検討を重ね最終的に次の案にした。

(1) 「地域づくりコーディネーター養成講座(技術編)」

講座スタートに向けて、リラックスした雰囲気と、人前で声を出すトレーニングを兼ねて、「みんなで声を出そう!南京玉すだれ(実演と実技)」を設定した。

さらに工夫したのは、地域づくりをするには、行政と民間団体による官民一体の連携・協働が大事である。特に、コーディネーターとなるレベルの人たちには必要である。そこで、演習「これからの地域づくりに求められる視点と実践のポイント」(企画課(「官民協働のまちづくり方針」))を設定した。

◇『地域づくりコーディネーター養成講座(技術編)』◇

回数	開催日	カリキュラム内容
第1回	8月5日(土) 【大会議室】	【前半】*各コース共通 ・開講式 : ・基調講演「学びの成果を活かす『自己実現』のまちづくり ーまちづくりで輝くー」(講師：九州共立大学教授 古市勝也) 【後半】 ・オリエンテーション(10分) 講座の目指すもの ・みんなで声を出そう!南京玉すだれ実演と実技(講師：中岡 重隆 師範) ・講義「地域づくりコーディネーターの心構え」 「自己理解と他者理解」(講師：古市)
第2回	8月26日(土) 【304研修室】	【前半・後半】 *講師紹介とプログラムへの位置付け(古市) ・演習「コミュニケーション・ネットワーク力の養成」 (講師：NPO法人日本ファシリテーション協会理事 加留部貴之)

回数	開催日	カリキュラム内容
第3回	9月2日(土) 【304研修室】	【前半】 ・事例研究、グループワーク「効果的な情報発信のテクニック」 ～人を惹きつける広報誌の作成法～（横尾所長） 【後半】*特別編と共通 ・演習「地域の宝と課題を発見しよう －改めて我が地域を見直す－」（講師：古市）
第4回	9月16日(土) 【304研修室】	【前半】 ・演習「これからの地域づくりに求められる視点と実践のポイント」 *企画課（「官民協働のまちづくり方針」説明で一部） 【後半】 ・グループ発表「研修発表会・まとめ」 ・一問一答（事前アンケート実施による） ※レポート作成「 」～
第5回	9月30日(土) 【大会議室】	(前半)・全体研修報告会（各コース2チーム）と評価 ・研修総評 (後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」 コーディネーター：古市勝也、シンポジスト：各コース代表 ・閉講式 *各コース共通

(2) 「地域づくり実践講座（実践編）」 て、成果を発表する「発表会」という目標設定をした。
グループ作業が多いので参加度は高いことに配慮し

◇『地域づくり実践講座（実践編）』◇

回数	開催日	カリキュラム内容
第1回	8月5日(土) 【大会議室】	【前半】*各コース共通 ・開講式 ・基調講演「学びの成果を活かす『自己実現』のまちづくり －まちづくりで輝く－」 （講師：九州共立大学教授 古市勝也） 【後半】 ・「地域課題プレゼンテーション」～設定課題の発表～
第2回	8月26日(土) 【大会議室】	【前半】 ・演習「実践に向けての活動計画作成の視点と要点」（吉永） 【後半】 ・グループワーク「実践に向けての計画書づくり」 ～課題の点検分析、基本事項の設定～（吉永）
第3回	9月2日(土) 【大会議室】	【前半】 ・先進活動事例紹介 【後半】 ・グループワーク「実践に向けての計画書づくり」（吉永）
第4回	9月16日(土) 【大会議室】	【前半】 ・グループワーク「実践に向けての計画書づくり」まとめ（吉永校長） 【後半】 ・グループ発表「研修発表会・まとめ」 ※10月以降地域で実践活動 → 実践レポート提出

回数	開催日	カリキュラム内容
第5回	9月30日(土) 【大会議室】	(前半)・全体研修報告会(各コース2チーム)と評価 ・研修総評 (後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」 コーディネーター:古市勝也, シンポジスト:各コース代表 ・閉講式 *各コース共通

(3) 「団塊の世代のための地域参画講座(特別編)」

団塊世代の人たちは地域活動については初心者が多い。そこで、講座の成果を急がないで、ゆっくり地域活動に関心を持ってもらい、それから参加へ案内する

ことに配慮した。また、交流会は会費制で気軽に参加者がそれぞれポットラック方式(持ち寄り)の交流会にした。バスハイクには、市内の既存のボランティア団体の先輩方が協力していただくことに発展した¹⁰⁾。

◇『団塊の世代のための地域参画講座(特別編)』◇

回数	開催日	カリキュラム内容
第1回	8月5日(土) 【大会議室】 ↓ 【中会議室】	(前半)・開講式 ・基調講演「学びの成果を活かす『自己実現』のまちづくり -まちづくりで輝く-」 講師:九州共立大学教授 古市勝也*各コース共通 (後半)・オリエンテーション アイスブレイキング, 班編成:講師
第2回	8月26日(土) 【中会議室】	演技・実技:「楽しくからだを動かしてみよう -どこまでうごくかな?-」 講師:九州女子大学エアロビック部(全の本学生選手権3位): 講義「団塊世代はプロジェクトX世代だ!」 講師:九州共立大学 教授 古市勝也
第3回	9月2日(土) 【中会議室】	演習「人間関係づくりコーティング -地域の人々とのかかわり方-」 講師: 演習「地域の宝と課題を発見しよう -改めて我が地域を見直す-」 講師:古市勝也
第4回	9月16日(土) 【中会議室】	実習「地域探検バスハイク・ワーキング」「-地域の宝と課題にふれる-」 レポート作成「地域参加への可能性と決意」 希望者のみ:「交流会」の実施
第5回	9月30日(土) 【大会議室】	(前半)・全体研修報告会(各コース2チーム)と評価 ・研修総評 (後半)・インタビューダイアログ「学びの仲間と地域に出よう」 コーディネーター:古市勝也, シンポジスト:各コース代表 ・閉講式 *各コース共通

4. プログラム開発の配慮と分析・考察

今回のプログラム開発で分かったことは、次の点である。

1) 地域づくりの人の養成が急務である。

地域活性化をねらう行政は、教育、スポーツ、健康、福祉、環境、観光、まちづくりなど行政側と「共働」し、良きパートナーとして活動する人材を求めている。行財政改革の真っ只中にある今、その地域づくり人材

養成は急務であり、育成プログラムの開発が重要である¹¹⁾。

2) 多様な人材育成プログラムの開発が必要

プログラム開発でまず課題に当たるのは、地域の人材育成は、地域の人々の活動経験の格差、地域活動への意識・関心の格差、講座内容へのニーズの違い、講座運営方法へのニーズの違いなど多様であることである。そこで、今回は、3コースに設定した。講座の開

設には、予算、時期、講師等との関わりが大きく影響する。また、市町村の規模によっても異なることも考慮する必要がある。しかし、そのような条件も織り込み済みで多様な人材育成のプログラムが、予算、地域、時期などに対応して、地域住民の要求を満たす臨場感のあるプログラムとして開発され、実施される必要がある。

3) 地域づくりの人材は「活動」しながら「学ぶ」場を持って育つ。

参加者には、前年度からの「生涯学習リーダー塾」から継続して受講している人も数名いた。その方々へのインタビュー調査で分かったことは、「①地域活動には参加している。②参加しながら時間的に出席可能な講座にも参加している。」ということだった。では、「なぜ、活動しながら、他の講座にも参加するか」の問いに対しては、「講座に出て、自分の活動の位置づけが整理される。体系化される。」「活動しながら自分に足りないところを学習したくなる。」ということであった。すなわち、継続参加者の声から「学びながら行動することの大事さ」「新しいことを学び、やっていることに自信が付き、足りないところが分かる。」との実践者ならではの力強い示唆を頂いた気がした。地域づくり人材は、活動しながら、学習しながら成長することは間違いないといえよう。ここは、地域人材養成を企画する側（行政側等）が注目・配慮すべき視点である。

4) プログラム開発の効果性

講座終了後、古賀市の担当者との交換協議の中で、この講座終了者から「事後活動グループが結成された」「既存の活動グループに参加した」「新しいボランティアグループを結成した」など、多くの受講者が「何らかの活動をスタートさせている」と聞いた。追跡調査しその後の活動実態から、更なる講座の改良と開発が必要である。

(5) 地域づくり人材育成は「集い」「話す」「場づくり」から。

講座が始まり気付くことは、参加者は既に、生活経験、仕事経験、人生経験から相当なる学習の成果を持っている人、蓄えている人であるということである。そして、何とかして「地域に役立ちたい」「自分の経験を活用したい」と希望している人たちである。では、この人材の育成活用には「何が大事か。どうしたら良

いのか」である。受講者との交流でわかった答えは「集い」「話す」「場づくり」にある。「集い、話す、場づくり」から、地域の課題が語られ、見つけ、「何とかしよう」とする実行・行動が発生するようである。地域づくり人材養成講座は、まさに、その「場づくり」であると思われる。それは、「3人の侍」が「5人の侍」になり「7人侍」になり地域づくりに取り組む「輪」になることのようなのである。この住民の側からの湧きあがる気持ちを大事・大切にしたい人材育成プログラムの開発が求められる。間違っても行政が「使う」発想が入ってはならないと確信した。

5. まとめ

地域づくり人材育成のプログラム開発が楽しいのは、地域の人が集まり、話すとともにアイデアが出され、知恵が出されることである。その時、先人が「やって見せ、言って聞かせて、させてみて、誉めてやらねば、人は動かじ」の諺を思い出す。地域の人々は「集い、話し、作り、行動する、共にやってみる、共にさせてみる」そして「評価の場を作る」ことが、地域づくり人材養成講座であると思われる。講座を実施して、終了者がすでに地域活動に参加したり、自主学習グループを立ち上げたりと積極的に講座の成果・効果を挙げられる。しかし一方では、さらに活動の活性化を目指して講座を自己点検すると更なる課題もある。今後、さらに人材養成講座を継続し、住民を活動の舞台へと案内する仕掛けが必要であり、ここに社会教育・社会体育関係者の存在意義が求められるのである¹²⁾。この講座をさらに改良を加え「人材養成講座」のモデルとして改善していきたい。

参考文献

- 1) 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」平成15年3月
- 2) 「社会教育法」(昭和24年6月10日、法律第207号)第1章-第2条
- 3) 「スポーツ振興法」(昭和36年6月16日、法律第141号)第1条、第3条
- 4) 「スポーツ振興基本計画」(平成12年9月文部大臣告示、平成18年9月改定)
- 5) 安倍内閣の「教育再生会議」は、2007年1月24日に第1次報告
- 6) 古賀市「古賀市共働推進の基本方針」平成17年7

- 月
- 7) 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学
生涯学習センター紀要第11号「『生涯学習ボラン
ティア・コーディネート能力』開発プログラムの
開発と実際」
- 8) 文部科学省編「平成17年度文部科学白書」国立印
刷局，平成18年3月，p307
- 9) 内閣府大臣官房政府広報室編「月刊世論調査」平
成18年8月号，平成18年8月1日
- 10) 古市勝也「生涯学習関連施設と社会教育施設」山
本恒夫編著『生涯学習論』文憲堂，平成19年3月
- 11) 古市勝也「生涯スポーツ活動とその支援」山本恒
夫編著『社会教育計画』文憲堂，平成19年3月
- 12) 古市勝也「地域づくりの人材養成は社会教育の手
法から」『週刊教育資料』No957，2006年10月23
日
- *研究協力：
古賀市教育委員会生涯学習課社会教育係長 力丸 宏昭
古賀市教育委員会生涯学習課 村山 隆一
前国立夜須高原少年自然の家事業課長
(現 古賀市立古賀東小学校長) 吉永 春男
古賀市青少年総合センター館長 横尾 勝博

<資料1>

<生涯学習・社会教育からみた改正教育基本法のポイント>

前文：「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」＝公共精神の尊重

第2条：(教育の目標)「伝統と文化を尊重し、国と郷土を愛する態度を養う」＝国を愛する態度

第3条：(生涯学習の理念)「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

第10条：(家庭教育)「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」

「2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

第12条：(社会教育)「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」

「2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」

第13条：(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携)：新設された

「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」

* 「改正教育基本法」の成立：(昭和22年成立・・・平成18年改正：約60年ぶり)